

2024年11月22日（金）
令和6年度富山県中小企業の振興と人材の育成等に関する県民会議



中小企業政策と地域の取り組みについて

2024年11月22日

経済産業省中部経済産業局

産業部次長 稲垣 香代子

目次

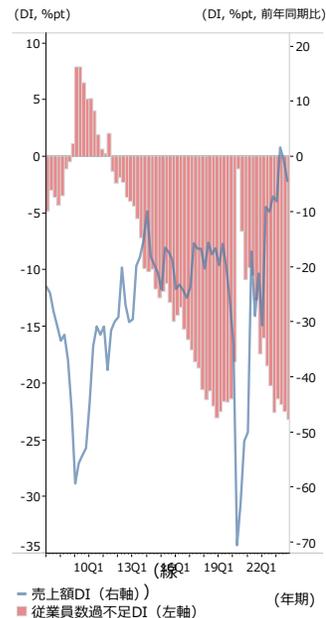
1. 人手不足等の厳しい経営環境への対応
2. 取引適正化・価格転嫁促進に向けた取組
3. 事業承継、再編を通じた変革の推進
4. 令和6年能登半島地震 復興に向けた取り組み

人手不足の状況 ～全国ベース～

- 売上が感染症の落ち込みから回復する中で、**人手不足が深刻化**。
- これまでは、生産年齢人口の減少を補う形で女性・高齢者の就業が進んできたが、足下は**就業者数の増加が頭打ちとなり、人材の供給制約に直面**。

図1 感染症の5類移行・需要回復により、人手不足が深刻化する一方、供給制約に直面

従業員数過不足DIと売上額DI（全産業）の推移



有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率の推移

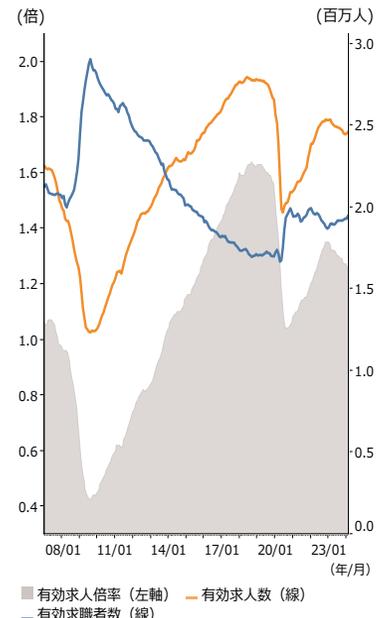
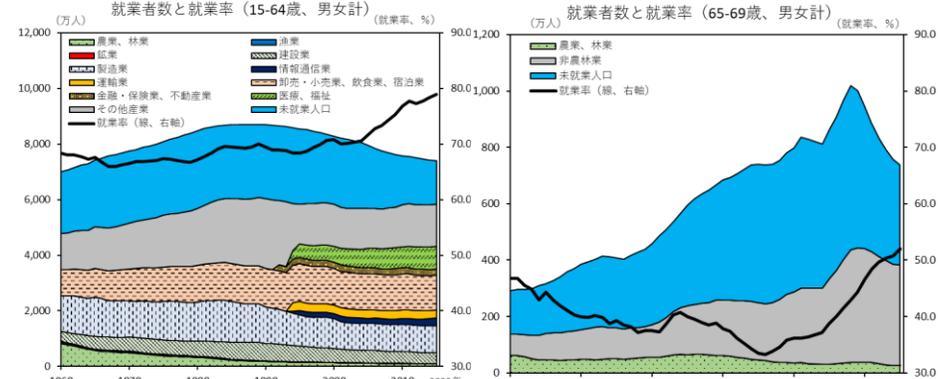
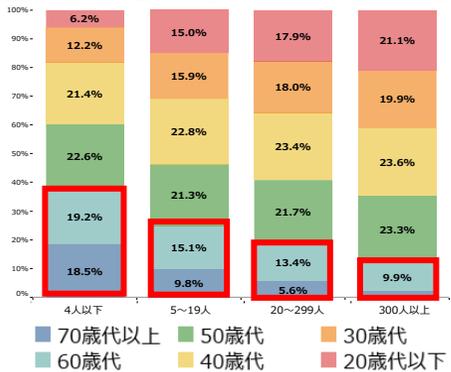


図2 生産年齢人口の減少を補うために、これまでは女性や高齢者の活用が進んできた

生産年齢人口と65-69歳人口の就業率の推移



雇用者数の割合（2022年、従業者規模・年代別）



資料：（左図）中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」、（右図）厚生労働省「職業安定業務統計」
 （注）1.売上額DIは、今期の売上額について、前年同期と比べて、「増加」と答えた企業の割合（%）から、「減少」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。
 2.有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率は、季節調整値を用いている。

資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

資料：総務省「就業構造基本調査」

人手不足への対応 ～働きやすい職場づくり～

- 多様な人材の受け入れ・働きやすい職場環境の整備が人材獲得に効果的。
- 表彰・認定制度を活用することで良好な職場環境をPR。

多様な人材活躍/働きやすい中小企業事例集

事例01 株式会社山田製作所

所在地：愛知県あま市 設立：1986年 資本金：1,000万円 従業員数：50人
事業概要：農機具や建設機械の油圧部品及びロボット部品等の精密部品の切削、研削



山田代表取締役

徹底的に女性の働きやすさを訴求する採用戦略
IoT導入で製造業未経験者も即戦力に

取組の内容

- ミクロン単位の高精度を求められる小物部品の研削が中心で、きめ細やかかつ丁寧な作業が必要となる自社においては、「女性こそ、製造業で活躍できる」との考えのもと、女性（主に主婦層）中心の採用活動を展開。
- 採用においてはフルタイムにこだわらず、個人に合わせた柔軟な勤務体系を認めるとともに、工場内見学の実施や一緒に働くこととなる社員を紹介することで、求人とリアルギャップが無いように配慮。
- 徹底的に女性が働きやすい職場を目指し、音楽の流れるオフィスやおしゃれなカフェスペースを整備することで、製造業のイメージを払拭する空間を創出。
- 加工工程の標準化を図るとともに、工場内全ての研削盤にIoTを導入することで、情報や作業手順の“見える化”を実施。IoT導入に当たっては、専門的な知識を持つ人材を雇用し、外部知見を取り入れることで推進。
- 教育機会提供ため、外部視察には多くの社員を同行。

取組の効果

- 従業員数16名（男性9名、女性7名）から、10年間で50名（男性15名、女性35名）に成長。求人を出すと、女性を中心に30名を超える応募が殺到するようになった。
- 工程の標準化及びIoTの導入により、製造業未経験者であっても、高いレベルの製品加工が可能となった。またIoTにおいて翻訳機能も搭載し、女性のみでなく外国人も即戦力として働くことが可能となった。
- 視察同行により、顧客の意見がダイレクトに伝わり、刺激を受けることで、エンゲージメント向上に寄与。

事例集はこちら↓



<https://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/jirei/index.html>

次世代女性リーダー育成講座中部WIN

次世代の女性リーダーの活躍を促進し、中部地域のダイバーシティを形成を目指す連続講座
（6年間で175名が受講）



トップリーダーによる講演



グループワーク

<https://www.chubu.meti.go.jp/b38josei/win/index.html>

表彰・認定制度（ものづくり補助金等各種補助金において加点措置あり）

- **健康経営**：従業員の健康管理を経営的な視点で考え実践する企業に対する各種顕彰制度
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html
- **くるみん認定**：子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.htm
- **えるぼし認定**：女性の活躍促進に関する取り組みが優良である企業として厚生労働大臣が認定
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、下請取引が円滑に実施されるよう、ルール改正や周知活動、実態調査等の等の各種取組を実施してきたところ。

基準改正・要請等

価格交渉・価格転嫁関係

① 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の策定（2023年11月 内閣官房・公正取引委員会）

- ✓ 労務費転嫁に関する経営トップの関与、発注者側からの定期的な協議の実施など、12の行動指針を明記

② 下請振興法に基づく振興基準の改正（2024年3月 中小企業庁）

- ✓ 労務費指針に沿った行動を適切にとること、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すことを明記

③ 下請法に関する運用基準の改正（2024年5月 公正取引委員会）

- ✓ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇を取引価格に反映しない取引が「買ったたき」に該当し得ることを明確化（価格への反映の必要性について明示的に協議することなく据え置いた場合など）

型取引関係

金型等の無償保管防止に関する要請（2023年12月 公正取引委員会・中小企業庁）

- ✓ 下請法に基づく勧告を踏まえ、自動車業界含む関係団体に対して金型等の無償保管防止に関する要請文を发出

手形取引関係

手形等に関する指導基準の変更（2024年4月 公正取引委員会）

- ✓ 手形交付日から満期までの期間を120日（繊維業は90日）以内から60日以内とする旨の変更（11月1日施行）

- 価格交渉・転嫁や型取引、手形取引などの適正化を図り、下請取引が円滑に実施されるよう、ルール改正や周知活動、実態調査等の等の各種取組を実施してきたところ。

説明会等

① 価格交渉促進月間（毎年3月・9月 中小企業庁）

- ✓ 経済産業大臣からのメッセージの発信、価格交渉に関する講習会の開催

② 労務費転嫁指針に関する説明会（2023年12月～ 内閣官房・公取委・中企庁）

- ✓ 労務費転嫁指針に関する全国8カ所のブロック説明会や業界団体向け説明会の実施



実態調査

① 価格交渉促進月間フォローアップ調査（促進月間終了後 中小企業庁）

- ✓ 下請事業者に対する価格交渉・転嫁状況に関するアンケートの実施。
- ✓ 上記回答に基づく業界全体や一定数以上の回答があった事業者の価格交渉・転嫁状況の公表、状況の良くない事業者に対する下請振興法に基づく指導・助言

② 価格転嫁の取組状況に関する特別調査（2023年12月結果公表 公正取引委員会）

- ✓ 11万社への書面調査や当該調査結果を踏まえた立入調査等の実施
- ✓ 不適切行為が認められた約8千社に対する注意喚起文書の送付。特に影響が大きい事業者は個別調査を経て公表

「自動車業界における適正取引の推進説明会 in 中部」の開催

- 取引適正化の取組紹介により、自動車業界のサプライチェーンの「全体」に適正取引への理解促進を図ることを目的として、（一社）日本自動車部品工業会と連携（東北局と九州局も共催）し、適正取引の推進説明会を開催。

【概要】

- 日時：令和6年10月16日（水）10:00～12:00
- 対象：自動車産業のサプライチェーンに関わる企業
- 主催：（一社）日本自動車部品工業会、中部経済産業局
- 共催：東北経済産業局、九州経済産業局
- 内容：
トヨタ自動車(株)の調達本部、(株)東郷製作所、日本自動車部品工業会から適正取引にかかる活動事例の紹介や、経済産業省自動車課から政府における取引適正化にむけた取組を説明

【結果】

- 参加者数：会場200名、Web800名（新聞9社、テレビ2社の11社）
- NHK、共同通信、中日新聞、日経新聞、北海道新聞やメ〜テレ（名古屋テレビ）等で報道あり。
- 参加者からは、「取引適正化について理解が深まり、今後の価格転嫁交渉に生かしたい。」「OEM、サプライヤーの取組が紹介される、このような説明会の開催は大変ありがたい。」といった声があった。



趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、**特定受託事業者に係る取引の適正化**及び特定受託業務従事者の**就業環境の整備**を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である**事業者であって従業員を使用しないもの**をいう。[第2条第1項]
 - (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
 - (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者**に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託すること**をいう。[第2条第3項]
 - (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者**に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの**をいう。[第2条第6項]
- ※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の**給付の内容、報酬の額等**を**書面又は電磁的方法により明示しなければならないもの**とする。[第3条]
 - ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を**受領した日から60日以内の報酬支払期日**を設定し、支払わなければならないものとする。（再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内）[第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、
 - ①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]
 - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**受領を拒否すること**
 - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**報酬を減額すること**
 - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**返品を行うこと**
 - ④ 通常相場に比べ**著しく低い報酬の額を不当に定めること**
 - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
 - ⑥ 自己のために**金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること**
 - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく**内容を変更させ、又はやり直させること**

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が**育児介護等と両立して業務委託**（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対する**ハラスメント行為に係る相談対応等**必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し**予告**しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日 公布の日（2023年5月12日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（2024年11月1日）

フリーランス・事業者間取引適正化等法

- 11月1日に、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が施行されました。
- 施行に先駆けて、10月28日から30日に中部経済産業局、公正取引委員会事務総局中部事務所、愛知労働局から、5団体へ周知の協力依頼を行いました。（依頼先：愛知県商工会議所連合会、愛知中小企業家同友会、愛知県経営者協会、愛知県商工会連合会、愛知県中小企業団体中央会）

フリーランスの取引に関する新しい法律が11月にスタート!

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が2024年11月1日に施行されます。

法律の目的
この法律は、フリーランスの方が安心して働く環境を整備するため、
①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
②フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。

法律の適用対象
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス 業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手先としている」方も含まれる場合もありますが、これらのはこの法律に於ける「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象

この法律の対象外

●この法律上、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは区別せずを記述し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
●「従業員」には、短期間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「発注事業者の時間以上かつ31日以上の上乗りが込まれる者」が「従業員」にあたります。
●特定の事業者との間で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたりません。
●なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法の労働関係法が適用されます。

内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての業務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用していない 	①	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託の相手方である事業者 従業員を使用していない
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している 	①、②、④、⑥	
<ul style="list-style-type: none"> フリーランスに業務委託をする事業者 従業員を使用している 一定の期間以上行う業務委託である 	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	

※「一定の期間」とは、1か月、3か月を指します。契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受ける/提供設備を受ける日」「給付を受ける/提供設備を受ける場所」「（給付を行う場合）給付終了日」「（発注事業者の指定する場所）報酬の支払方法に関する取扱い」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から起算して60日以内の定期限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●従属関係 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際、 ・虚偽の表示や誤解を招く恐れを有する表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに更新しなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託において、フリーランスが育児介護などと業務を両立できるような、フリーランスの申し出に応じて業務調整をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間遅延してほしい」との申し出に対し、納期を変更すること ・「介護の必要が予想されている」との申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※労務管理が可能な業務を行うことができない場合は、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に際し、次の取組を講ずること ①ハラスメントを行ってはいない旨の目的の明確化、方針の策定、②相談窓口の設置、③相談内容に応じた適切な対応を定めること等の取組、④ハラスメントへの事後的な対応の適切な取組 など
⑦ 中途解約等の事前告知・理由の明示	6か月以上の業務委託を中途解約したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・直前として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日が解任日でありフリーランスから合理的な請求の請求があった場合には理由の明示を行わなければならないこと

●発注事業者の義務の具体的な内容は、政令令・告示などで定めております。詳細な法律等の最新の情報については、関係機関のホームページをご覧ください。
●項目①～⑦については、公正取引委員会・中小企業庁・項目④～⑦については、厚生労働省（郵政省関係機関）までお問い合わせください。

関係機関と周知の協力依頼を実施しました



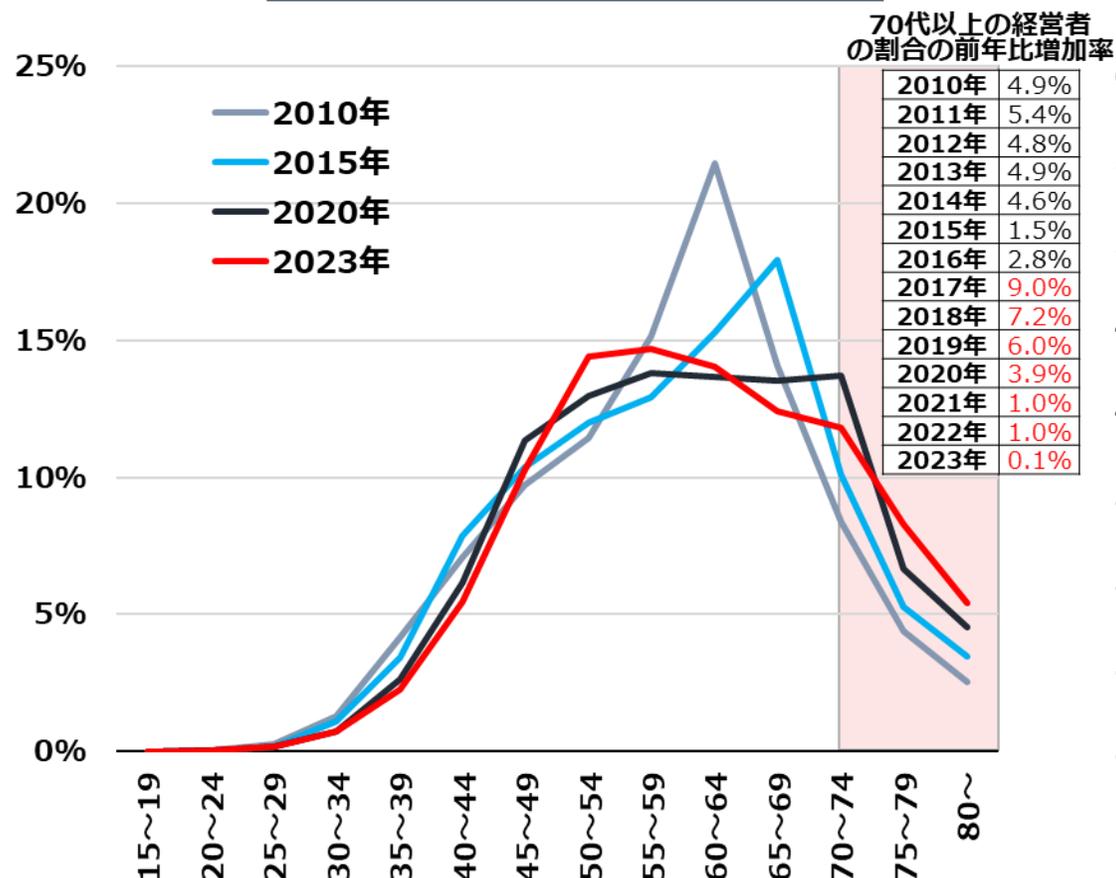
愛知労働局長 公正取引委員会事務総局中部事務所長 中部経済産業局長

愛知県商工会議所連合会への協力依頼時

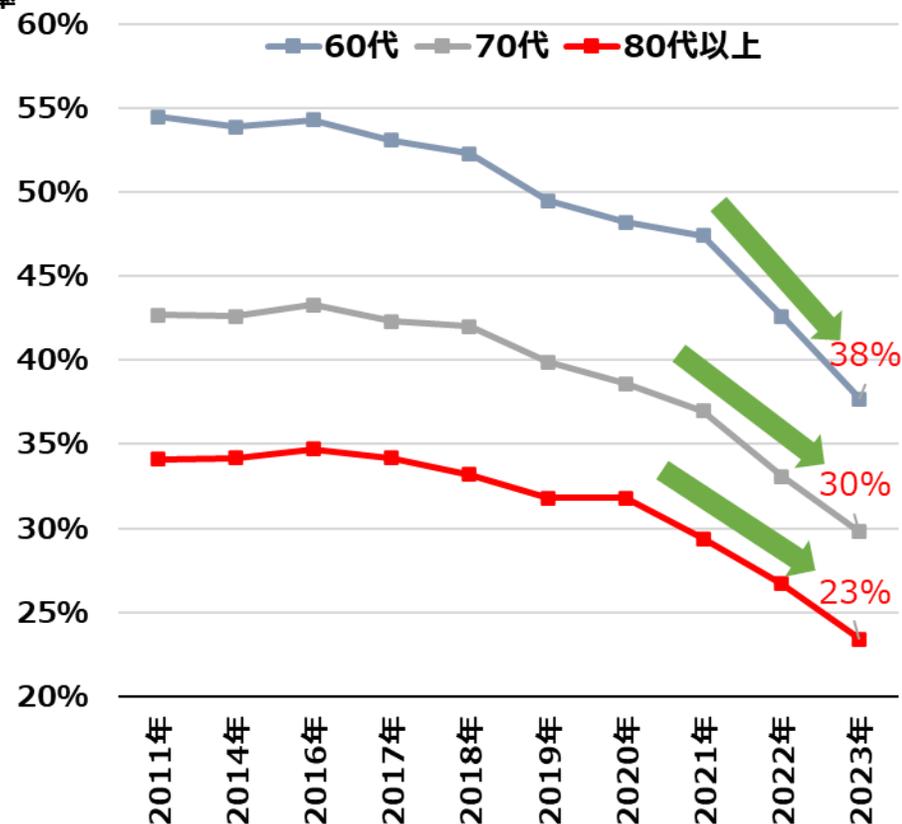
経営者の高齢化と事業承継の進展

- 2023年時点の経営者年齢は平均60.5歳であり、過去最高を更新。さらに70代以上の経営者の割合も継続して増加。一方で70代以上の経営者の割合の増加率は漸減。後継者不在率も低下傾向にあり、事業承継には一定の進展がみられる。

経営者の年齢割合の変化



後継者不在率の推移（年代別）



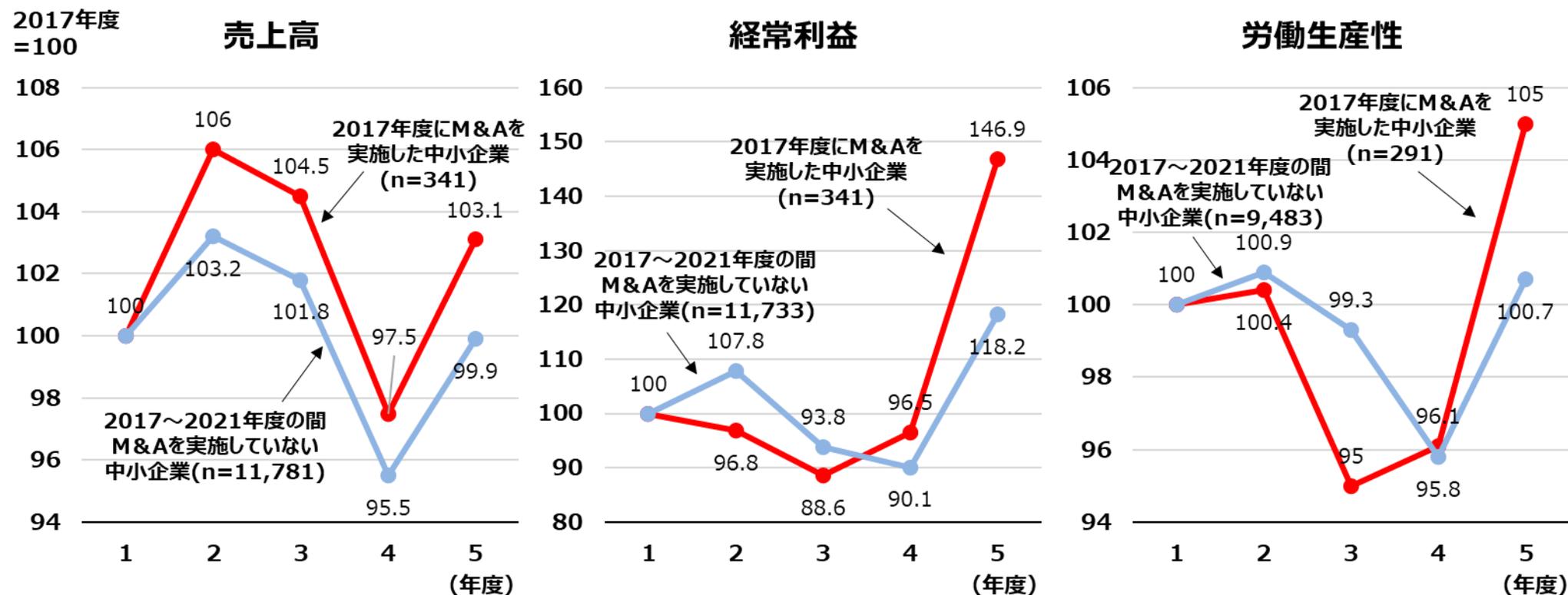
(注) 「M & Aほか」は、買収・出向・分社化の合計を指している。

(出所) 「2023年度版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査」(2023年)を基に作成。

M&Aを実施した中小企業の成長

- M&Aを実施した中小企業は、M&Aを実施していない企業と比べて、売上高、経常利益、労働生産性を向上させている。

M&A実施した中小企業の業績



(注) ここでのM&Aは、「事業譲受」、「吸収合併」をした場合及び「国内子会社」又は「海外子会社」を1社以上買収した場合をいう。
元データは経済産業省「企業活動基本調査」（調査対象は該当業種の従業員50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業）
2017年度において中小企業基本法上の中小企業に該当する者について集計。

(出所) 「2024年版中小企業白書」を基に作成

【参考】中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧（現行）

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3）
- ・FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用だけが補助対象

○M&A後のリスクへの備え

中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

引継ぎ後の経営革新等

○M&A後の設備投資等

事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）

事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援（補助上限800万円、補助率1/2～2/3）

中小企業経営強化税制（D類型）

M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

【参考】中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン（現行）

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業であるPMI（Post Merger Integration）の適切な取組を促すガイドライン・ツールを策定、令和6年3月に公表。

(凡例)

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

令和6年度地域における自走可能な事業承継支援体制構築事業

- 事業承継支援の中長期的な未来を見据え、地域で自走可能な支援体制を構築するべく、選定自治体における支援体制の構築や、具体的な支援着手から支援深掘に関する取組を実施し、事業承継支援におけるノウハウの今後の展開・自走可能な支援モデルの普及につなげる。

現状把握
・
課題認識

■キックオフ討論会

自治体担当者向けに、事業承継支援に係る先進自治体の事例の情報共有や、自治体事の現状の取組状況、課題等を壁打ちする討論会を実施。

■アンケート調査・ヒアリング調査

市内の事業者向けにアンケート調査とヒアリング調査を実施し、事業者が現状抱える事業承継に関する課題や求める支援策などを把握する。また、市内の金融機関や商工団体等の支援機関にヒアリング調査を実施し、支援策の確認や今後の連携構築の可能性について調査する。

選定自治体一覧

愛知県	岡崎市
	蒲郡市
岐阜県	関市
三重県	四日市市
	名張市
富山県	高岡市
石川県	小松市

■個別相談会の実施

選定自治体毎に、市内事業者向けに事業承継の個別相談会を1回以上実施する。事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、相談員は事業承継・引継ぎ支援センターより派遣する。



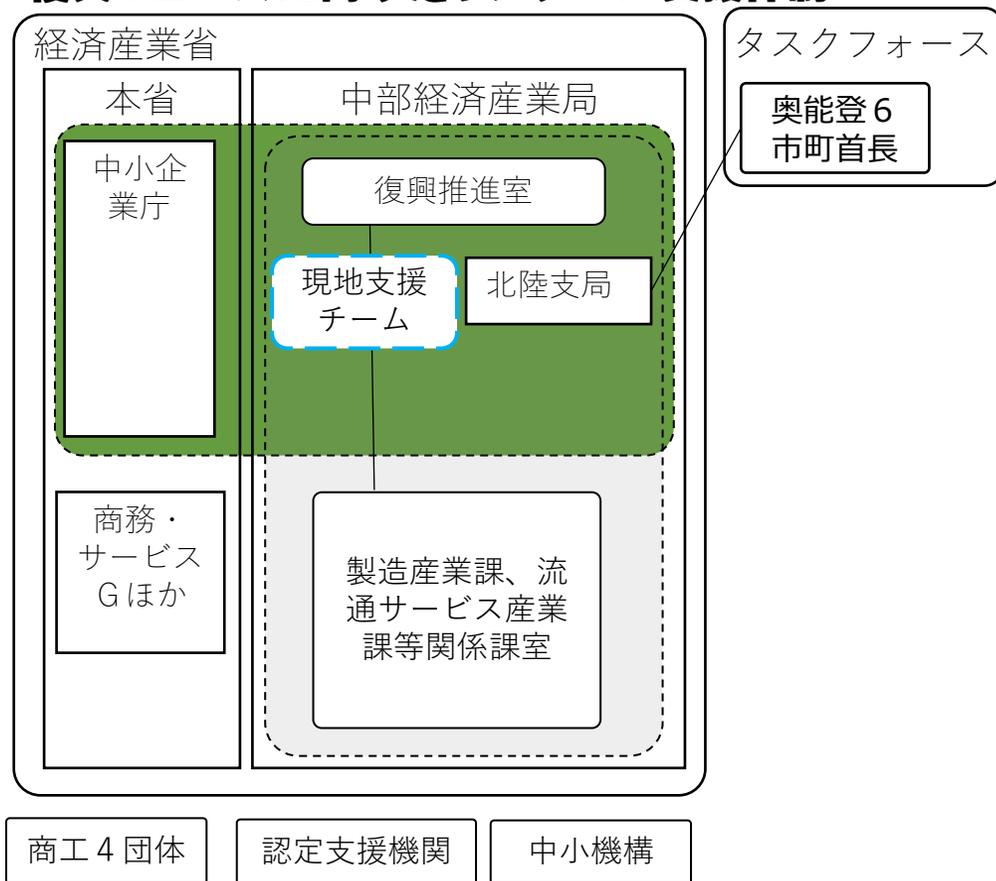
★連携スキームの構築・事業方針支援の策定

商工団体、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携スキームの構築について検討すると共に、事業全体の内容を踏まえて選定自治体における事業承継支援方針を策定する。

令和6年能登半島地震 復興に向けた取り組み

- 経済産業省では、復興フェーズに向けたワンチーム支援体制を構築。現地支援チームの派遣等を通じ、地域の実情を把握し施策への反映や課題解決につなげるとともに、商工会議所・商工会及び自治体、金融機関等と連携した支援を実施。また、関係省庁と石川県・奥能登6市町の連携体制を一層強化し、創造的復興を進めていくために設けられた「能登創造的復興タスクフォース」に参画。
- 復興に向けた具体的取組としては、なりわい再建支援補助金や仮施設整備事業等による、中小企業・小規模事業者の事業再開支援や、商店街の復興イベントを通じたにぎわいの創出等を実施。

復興フェーズに向けたワンチーム支援体制



復興に向けた経済産業省関連施策

- 中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
- 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）
- 二重債務問題の対応等に向けた金融支援
- 伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）
- 商店街にぎわい創出事業（被災商店街等再建支援事業）
- 商店街災害復旧事業（被災商店街等再建支援事業）
- 仮施設整備支援事業

凡例

■ 中小企業庁・中部経済産業局・中小企業基盤整備機構による定例のミーティング

■ 中部経済産業局長・支局長・産業部長（復興体制統括）及び関係施策担当課室長による定例の復興推進連絡会議